

小泉首相の靖国参拝は違憲

— 福岡地裁判決の意義 —

成 嶋 隆

●参拝は「宗教的活動」

福岡地方裁判所（亀川清長裁判長）は四月七日、〇一年八月の小泉首相による靖国神社参拝を違憲と断ずる画期的な判決を言い渡した。判決は首相の参拝を「内閣総理大臣の職務の執行」としてその公的性格を認定した後、当該行為の意図・目的やそれが一般人に与える効果などを客観的に判断したうえで、参拝は憲法二〇条三項（「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」）の禁ずる宗教的活動にあたる」と結論づけた。もともと判決は、原告らの求めた信教の自由・宗教的人格権・平和的生

存権などの侵害による損害賠償請求については、原告らの主張は「失当」「理由がない」などとしていずれも斥けた。違憲判断は、後の裁判に対する拘束力のない「傍論」のなかでなされたものである。

●政教分離原則の意義

憲法二〇条、同八九条（宗教団体への公金支出の禁止など）に規定された政教分離原則は、神道を国教として位置づけた戦前日本の《国家神道体制》のもとで、国民の信教の自由が侵害され、神道以外の宗教が激しい弾圧をうけたこと、さらに神道教義の一つで

ある《八紘一宇》のスローガンが大日本帝国を侵略戦争へと導いたという痛苦の歴史的教訓をふまえて、信教の自由の保障（二〇条一・二項）とともに日本国憲法に規範化されたものである。この原則をうけて、すべての神社・神宮が《公法人》から《宗教法人》に変わった。陸海軍省所管の軍事的宗教施設として造営され、日本軍国主義の精神的支柱として機能した靖国神社もその例外ではない。政教分離原則は、国家と宗教を分離することにより、一方では個人の信教の自由の保障をより確実なものとし、他方では国家と宗教の結合・癒着がもたらす国家の破壊と宗教の墮落を防止するという、近代立憲主義憲法における重要原則の一つである。

● 政教分離原則をめぐる裁判

政教分離原則をめぐることは、これまで数多くの裁判が提起されてきた。そのほとんどは、国や自治体が「神道」と関わったことが政教分離原則に違反しないかを争ったものである。その政教分離裁判でリーディング・ケースとなっているのは、三重県津市の市立体

育館建設工事に際して市が神道式の地鎮祭を行ったことが争われた津地鎮祭訴訟である。この訴訟では、二審判決（名古屋高裁・七一年五月）が憲法の政教分離原則を厳格に解釈して違憲（地鎮祭は宗教的行為）の結論に至ったが、最高裁判決（七七年七月）は「国家と宗教との完全な分離は不可能」として同原則を緩やかに解し、地鎮祭を合憲とする結論を導いた。このとき最高裁が初めて打ち出したのが、「目的効果基準」とよばれる判断の手法である。これは、当該行為の《目的》が宗教的意義をもつか、あるいは当該行為が特定宗教を援助・助長・促進しまたは他の宗教に圧迫・干渉を加えるといった《効果》をもたらずかどうかを判断し、それらが認められる場合に政教分離原則違反とする、という判断手法である。

「目的効果基準」は、もともとアメリカの憲法判例において用いられた手法で、この基準が妥当するのは国などが宗教団体に援助を与えるようなケースであり、地鎮祭のように国や自治体が自ら宗教的活動を行うようなケースには用いるべきではない、という批判が当初から憲法学界にはあった。にもかかわらず同基準は、その後の政教分離裁判において頻繁に援用され

ることとなった。ただし、この基準が当初から抱えていた曖昧さ(たとえば、行為者の「目的」という主観的要素をどのようにして認定するのか、など)もあって、裁判所の判断は、「目的効果基準」を用いて合憲判断に至った判決(自衛官合祀訴訟最高裁判決・八八年六月、箕面忠魂碑・慰霊祭事件最高裁判決・九三年二月など)と、逆に同基準を用いて違憲判断を導いた判決(岩手靖国訴訟仙台高裁判決・九一年一月、愛媛玉串料訴訟最高裁判決・九七年四月など)とに二分されている。今回の靖国参拝訴訟・福岡地裁判決は、後者の系譜に属することとなる。

●福岡地裁判決の意義

今回の判決の意義は、内閣総理大臣という行政府の首長が行った靖国神社への参拝を―先述のようにあくまでも傍論としてではあるが―、初めて違憲と断じたところにある。同じ事案を扱った大阪地裁(〇四年二月)および松山地裁(同三月)の判決が、いずれも「首相の靖国参拝は公的」としながら憲法判断を回避したものであっただけに、福岡地裁の判断にはこの問題に

ついでに司法府の《意地》のようなものが感じられる。実際、同判決は「本件参拝は参拝の合憲性について十分な議論も経ずにされ、その後も繰り返されてきた。こうした事情を考えると、裁判所が違憲性についての判断を回避すれば、今後同様の行為が繰り返される可能性が高い」。当裁判所は本件参拝の違憲性を判断することを自らの責務と考え、判示した」と、憲法判断にかける裁判所の確固たる意思を表明している。《憲法の番人》という裁判所の使命・責務を自覚した、良識ある判断といえよう。

●立憲主義への挑戦

ところで、《違憲》の判定をつきつけられた行政府サイドは、被告・小泉首相を筆頭に判決への《反発》をあらわにしている。首相本人は、「なんで憲法違反かわからない」を連発し、靖国参拝の《継続》を公言している。自民党内では、「司法に携わる人たちの人間改革が必要」(亀井静香元政調会長)などと裁判長の資質を問題とする発言や、違憲判断が傍論のなかで示されたことについて「原告の慰謝料請求を棄却

する主文とは別に自分の感想を述べる必要があるのか(安倍晋三幹事長)との発言が相次いだ。また、原告側が控訴しないことを正式に決定した(四月一五日)ため、本判決は確定することとなったが、そのことについても「一人の地裁判事が、私的な気持ちで判決の名を借りて吐露し、それに対して(首相側が)控訴もできない仕組み自体がおかしい」(森岡正宏・自民)といった《苛立ち》の声があがっている(以上、朝日新聞〇四年四月九日付より)。

これらの議論には、単に司法部から政教分離原則違反の宣告をうけたことに対する反発にとどまらず、政教分離原則という憲法原則そのものへの不満や、違憲審査制という立憲主義的な制度そのものへの不信感さえにじみでている。憲法が国の最高法規であり、これに反する一切の国家行為は無効であること(九八条一項)、裁判所はすべての国家行為の憲法適合性を審査する権限を有すること(八一条)、さらに内閣総理大臣などの公務員は憲法尊重擁護義務を負うこと(九九条)などは、立憲主義の《エッセンス》ともいえる重要なルールである。これらを見無視するかたちで国政が行われるならば、立憲主義は死滅することになる。

その先にみえてくるシナリオが、日本国憲法という最高規範そのものの《明文改正》であることは明らかである。

(なるしまたかし、新潟大学)

